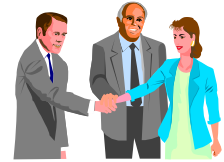


# 法務省 高松入国管理局



*Takamatsu Regional Immigration Bureau Ministry of Justice*

〔問い合わせ先〕

法務省 高松入国管理局 総務課総務係 087-822-5852 (内線2803)

〒760-0033 香川県高松市丸の内1の1 高松法務合同庁舎内

<http://www.immi-moj.go.jp/>

## § 仕事の内容は？

日本を取り巻く国際的環境は日々刻々と変わり、日本を訪れ、滞在する外国人の数は飛躍的に伸びています。いろいろな国の人が日本を訪れ生活することは、国際的な相互理解の増進に役立ち、国際社会の中にある我が国にとって益々重要な意味を持つようになっていきます。外国人を受け入れるに当たっては、日本社会の安全や利益が守られ、日本人が安心して外国人と共生できる仕組みの強化が重要となっています。出入国管理は、こうした国際交流が効果的に行われるよう、国内での摩擦や好ましくない問題が生じないよう考えながら実施していく行政であり、まさに世界と日本を結ぶ役割を果たしているといえます。

日本各地の空港、港に勤務し、人々のパスポート(旅券)やビザ(査証)等をチェックし、適法な出入国かどうかを審査します。

新たに日本に入国しようとする外国人の事前(入国前)審査、及び既に日本に滞在している外国人の在留管理を行います。

その他に、総務、共済、会計、給与、人事などの様々な仕事があります。

## ♪ 四国官庁 OPEN ゼミの開催について

(1) 開催日 平成30年3月7日(水) 10:30~11:45

3月8日(木) 10:30~11:45

(2) 予約方法

電話のみ 高松入国管理局総務課総務係

[TEL:087-822-5852](tel:087-822-5852)

受付時間 9:00~17:00

予約時確認事項 氏名、連絡先、参加希望日時

(3) 集合時刻・場所及びアクセス方法

10:20 高松入国管理局総務課総務係

JR 高松駅から徒歩5分、琴平電鉄高松築港駅から徒歩5分

※ 来庁の際は公共交通機関を利用し、**自家用車での来庁は避けて下さい。**

(4) 実施内容

業務説明

(5) 携行品

学生証等本人確認ができるもの